

令和 5 年度

定期監査等結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	2 頁
4	監 査 の 着 眼 点	3 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	3 頁
6	監 査 委 員 の 交 代 及 び 除 斥	3 頁
7	監 査 の 結 果	3 頁
	(複数課で認められた事項)	3 頁
	(各課に関する事項)		
	検 査 室	4 頁
	総 務 部	4 頁
	危 機 管 理 部	4 頁
	情 報 戦 略 局	4 頁
	資 産 経 営 部	5 頁
	環 境 生 活 部	5 頁
	健 康 福 祉 部	5 頁
	産 業 観 光 部	6 頁
	都 市 整 備 部	7 頁
	総 合 支 所	7 頁
	会 計 課	7 頁
	議 会 事 務 局	7 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	8 頁
	監 査 委 員 事 務 局	8 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	8 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	8 頁
	上 下 水 道 部	8 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	9 頁
	消 防 本 部 (署)	10 頁
8	む す び	10 頁
9	工 事 監 査	11 頁

令和5年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和6年3月26日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 井 村 貴 志

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査及び同条第2項に基づく行政監査

2 監査の対象及び実施日

実施日	対 象 箇 所
令和5年10月18日	総務課 職員課 課税課 検査室
令和5年10月23日	収納推進課 危機管理課 防災施設整備課
令和5年10月24日	秘書課 企画調整課 財政課 営繕課
令和5年10月26日	デジタル政策課 広報広聴課 文化政策課 会計課
令和5年10月27日	市立伊勢総合病院
令和5年10月30日	資産経営課 契約課 戸籍住民課 人権政策課
令和5年10月31日	環境課 ごみ減量課 医療保険課 介護保険課
令和5年11月1日	高齢・障がい福祉課 生活支援課 子育て応援課 福祉監査室
令和5年11月2日	市民交流課 福祉総務課 保育課 農業委員会事務局
令和5年11月7日	健康課 福祉総合支援センター こども発達支援室
令和5年11月8日	明倫保育所 浜郷保育所

令和5年11月13日	観光振興課 観光誘客課
令和5年11月14日	商工労政課 農林水産課
令和5年11月22日	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
令和6年1月16日	監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課
令和6年1月17日	維持課 用地課 住宅政策課
令和6年1月19日	教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 御園生活福祉課
令和6年1月22日	教育研究所 小俣生活福祉課
令和6年1月23日	社会教育課 スポーツ課
令和6年1月24日	御園第一保育園 御園第二保育園
令和6年1月25日	豊浜支所 北浜支所 城田支所 沼木支所
令和6年1月26日	水道事業 下水道事業 二見総合支所生活福祉課
令和6年1月29日	早修小学校 二見浦小学校 二見中学校 伊勢宮川中学校
令和6年1月30日	厚生小学校 四郷小学校 御園中学校 小俣幼稚園
令和6年2月1日	消防本部（署）
令和6年2月2日	進修小学校 北浜小学校 東大淀小学校
令和6年2月6日	神社支所 大湊支所 宮本支所 浜郷支所 四郷支所
令和6年2月13日	工事監査（下水道施設管理課 桧尻第1排水区桧尻1号雨水幹線改築工事）

3 監査の範囲

令和5年度9月末まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、収入及び支出に係る会計処理、契約事務、現金等の保管及び公有財産の管理は適正に行われているか、個人情報等の管理及び職員の時間外勤務の管理は適正になされているか、前年度定期監査で指摘または意見を述べた事項が是正または検討されているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、関係職員から説明を聴き取り、質疑を行ったほか、関係文書の閲覧及び諸帳簿と証書類の照合を行った。また、決算審査及び出納検査の結果も踏まえ、監査を実施した。

工事監査については、令和5年度に施工している工事の内から1件を抽出し、技術士による調査を実施した。

6 監査委員の交代及び除斥

市議会議員の内から選任された監査委員として、令和5年11月22日までは久保 真が、令和6年1月16日からは井村 貴志が監査を行った。

また、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費に関する監査については議員選任の監査委員を除斥とした。

7 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね事務が法令に適合し、正確に行われ、効率化に努めていることがうかがえた。同様にその組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

詳細については次に述べるとおりである。

なお、簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

(複数課で認められた事項)

以下に記載した事例は、複数課にわたって認められた事例である。全ての課で注意して事務にあたられたい。

- (1) 文書事務において、合議が適切に得られていないものや日付記載が漏れているものが散見された。文書は行政事務の根幹であり、業務の結果を確認、検証するエビデンスとなるものである。適切な処理に努めていただきたい。
- (2) 業務委託や指定管理業務について、仕様書等に定める内容が適切に履行されていない事例が散見された。契約内容を確実に把握し、適切に管理されたい。
- (3) 補助金や負担金を支出している事業について、使途や成果が十分に確認されていない事例が認められた。目的どおりに使用されているか、期待した成果が得られたかを検証し、より効果的な事業となるよう努めていただきたい。
- (4) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律では、書面により支払時期が明らかでない場合の支払期限は、相手方が支払請求をした日から15日以内とみなすとされている。相手方の合意を得た上で、15日を超えて支払っている事例が多数認められたが、法の趣旨を鑑みると適切でない。改善に努められたい。
- (5) 前年度予算で支出すべき経費について、当年度予算から支出した事例が複数生じている。その原因の多くは事務ミスに起因するものであり、今一度、支払手順を見直し、再

発防止に努められたい。

- (6) 一部の契約において、自動更新条項が規定されているものが認められた。予算の裏付けがない状態で翌年度以降の契約を約束するものであり、会計年度独立の原則から改善を要すると考える。複数年度にわたる契約が必要であれば、長期継続契約を締結するか債務負担行為等の予算措置を講じられたい。

(各課に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 課税課 収納推進課

総務課、職員課及び課税課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【収納推進課】

指摘事項

- (1) 昨年度末につり銭用現金の盗難が生じている。管理方法の見直しを行い、公金の適切な管理に努められたい。
- (2) 預貯金調査について、前年度分の手数料を当年度予算で支出した事例が生じている。支払事務を適正に処理されたい。

危 機 管 理 部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

情 報 戦 略 局

秘書課 デジタル政策課 企画調整課 財政課 広報広聴課 文化政策課

秘書課、デジタル政策課、財政課、広報広聴課及び文化政策課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【企画調整課】

指摘事項

- (1) ふるさと応援寄附金について、ウェブサイトにも誤った寄附金額を掲載し、本来と異なる金額での寄附申込を受付けたことにより、当該寄附を取り消し、返金を行った事例が認められた。業務管理を徹底し、再発防止に努められたい。

資 産 経 営 部

資産経営課 契約課 営繕課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 ごみ減量課 支所（9箇所）

市民交流課、戸籍住民課、人権政策課、環境課及び支所（9箇所）については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【ごみ減量課】

指摘事項

- (1) 再生資源回収事業奨励金について、前年度分の奨励金を当年度予算で支出した事例が生じている。支払事務を適正に処理されたい。

健 康 福 祉 部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 生活支援課
福祉総務課 福祉総合支援センター 子育て応援課 保育課 こども発達支援室
福祉監査室 保育所（4園）

医療保険課、高齢・障がい福祉課、福祉総務課、こども発達支援室、福祉監査室及び保育所（4園）については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【健康課】

指摘事項

- (1) 過去に取得した切手が簿外管理されている事例が認められた。金券は、現金に準じて適切に管理されたい。

- (2) 業務委託契約について、仕様書や約款等の必要書類が備わっていない事例が複数認められた。双方の権利義務を明確にするため、整備されたい。

【介護保険課】

指摘事項

- (1) 介護保険料の督促状について、対象者を誤り、郵便局に取戻手数料を支出した事例が認められた。職員間の連携及び確認の不足に起因するものであり、事務処理の手順を見直し、再発防止を徹底されたい。

【生活支援課】

指摘事項

- (1) 生活保護返還金及び徴収金について、督促状が期限内に発送されていない事例が複数認められた。時効にも関わることであり、適正な徴収事務に努められたい。

【福祉総合支援センター】

指摘事項

- (1) 健康福祉ステーションについて、防火管理者の選任及び消防計画の策定が適正になされていない。建物の管理者と協議し、適正に措置されたい。
- (2) 受託者が利用料金の徴収を行っている業務委託について、収納委託手続、会計管理者への通知及び告示をしていないものが複数認められた。適正に処理されたい。

【子育て応援課】

指摘事項

- (1) 放課後児童クラブの利用料金の取扱について、改善を要する事例が認められた。指定管理における利用料金制及び業務委託における収納委託について、条例整備等を行い、事務処理を適正にされたい。
- (2) 業務委託にて運営する放課後児童クラブについて、要綱に則り必要とされている認定申請要件を確認できない事例が認められた。適正な運営に努められたい。
- (3) 子ども学習サポート事業について、仕様書に定める内容が適切に履行されていない事例が認められた。契約内容を確実に把握し、適切に管理されたい。

【保育課】

指摘事項

- (1) 備蓄飲食料について、法令で定められた期限までに支払われていない事例が生じている。支払事務について、適正に履行されたい。

産業観光部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課
住宅政策課

監理課、都市計画課、交通政策課、基盤整備課及び用地課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【維持課】

指摘事項

(1) 前年度分の修繕料を当年度予算で支出した事例が生じている。また、本件は、市の規定で必要とされる事務処理過程を経ていない。再発防止を徹底されたい。

(2) 市が使用貸借している土地について、契約更新手続きがされていない事例が生じている。権利や紛争解決の根拠となるものであり、適切に管理されたい。

【住宅政策課】

指摘事項

(1) 手書き用領収書について、通し番号を誤った領収書を破棄した事例が認められた。現金授受の明確なエビデンスとなるものであり、適切に管理されたい。

(2) 伊勢市営住宅等の管理に関する指定管理の年度協定について、締結の際に必要な見積書を受領していない。適正な事務処理をされたい。

総 合 支 所

二見総合支所生活福祉課 小俣総合支所生活福祉課 御園総合支所生活福祉課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

会 計 課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 期日前投票管理者報酬について、支払金額を誤った事例が生じている。支払事務について、適正に履行されたい。

監査委員事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

市立伊勢総合病院

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 医療事務窓口業務委託について、契約期間満了に伴い事業者が変更となった後、業務完了届が提出されていない。契約内容を確実に把握し、適切に管理されたい。また、引継完了報告書について、收受等の処理がされていない。適正な事務処理に努められたい。
- (2) 診療委託業務の委託先のうち1箇所について、依頼書のみで支出している。他の施設と同様に、契約締結が必要と考える。適切な事務処理に努められたい。

意見

- (1) 業務委託契約書に、本来添付すべき市の定型約款を添付していない事例が複数認められた。双方の権利義務の明確化のため検討いただきたい。

上下水道部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

教育委員会事務局

教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 社会教育課 スポーツ課
教育研究所 小中学校・幼稚園（小学校7校、中学校3校、幼稚園1園）

学校施設整備課及び教育研究所については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

【教育総務課】

指摘事項

- (1) 小学校1校で、消耗品の購入費等について、法令で定められた期限までに支払われていない事例が多数生じている。支払先に多大な迷惑を掛けるものである。適切に指導し、再発防止を徹底されたい。
また、支払遅延の結果、前年度に支払うことができず、当年度予算から支出した事例も多数生じている。単年度主義を逸脱するものであり、適切に指導し、再発防止を徹底されたい。
- (2) 各学校に支出した負担金及び学校徴収金の会計処理について、収入や支出に係る伝票書類が作成されていない等、見直しを要する事例が認められた。これまでもマニュアルや管理規程を整備されているところであるが、より一層、適切に管理されるよう指導されたい。

【学校教育課】

指摘事項

- (1) 複数の学校で鍵を紛失した事例が生じている。児童の安全に関わる重大な問題である。紛失を把握するまでに長期間経過している事例も認められた。学校運営に支障を来さない配慮は必要であるが、必要な際に限り貸与している学校もみられた。貸与方法を見直したり、使用後には即日返還する等、管理方法の改善を図り、再発防止を徹底されたい。
- (2) 小学校1校でUSBメモリを紛失した事例が生じている。業務データの管理方法の改善を図り、再発防止を徹底されたい。
- (3) 各学校に支出した負担金及び学校徴収金の会計処理について、収入や支出に係る伝票書類の作成がされていない等、見直しを要する事例が認められた。これまでもマニュアルや管理規程を整備されているところであるが、より一層、適切に管理されるよう指導されたい。

【社会教育課】

指摘事項

- (1) 青少年育成市民会議の支出文書について、支出額や支出理由等の記載がされておらず、また別紙の添付がない事例が認められた。文書は行政事務の根幹であり、業務の結果を確認、検証するエビデンスとなるものである。適切な処理に努められたい。

【スポーツ課】

指摘事項

- (1) 消耗品の支払について、支払額を誤った事例が生じている。事務の検証過程の改善を図り、再発防止に努められたい。

【小中学校・幼稚園（小学校7校、中学校3校、幼稚園1園）】

指摘事項

- (1) 教育委員会事務局からの負担金等について、収入や支出に係る伝票書類が作成されていない。用途及び成果を検証するために必要である。改善されたい。
- (2) 学校口座の通帳に一部精算処理がなされていないものが認められた。速やかに精算処理を行うとともに、適切な事務処理をされたい。
- (3) 小学校1校で、消耗品の購入費等について、法令で定められた期限までに支払われていない事例が多数生じている。支払先に多大な迷惑を掛けるものである。事務処理を見直し、再発防止を徹底されたい。
また、支払遅延の結果、前年度に支払うことができず、当年度予算から支出した事例も多数生じている。単年度主義を逸脱するものであり、事務処理を見直し、再発防止を徹底されたい。
- (4) 複数の学校で鍵を紛失した事例が生じている。児童の安全に関わる重大な問題である。紛失を把握するまでに長期間経過している事例も認められた。学校運営に支障を来さない配慮は必要であるが、必要な際に限り貸与している学校もみられた。貸与方法を見直したり、使用後には即日返還する等、管理方法を工夫し、再発防止を徹底されたい。
- (5) 小学校1校で、USBメモリを紛失した事例が生じている。業務データの管理方法を見直し、再発防止を徹底されたい。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 消防団員の報酬に係る所得税について、制度の改正を認識していなかったことにより、支払額に不足を生じた事例が生じている。再発防止に努められたい。
- (2) 消防本部・防災センター庁舎管理業務委託において、仕様書で求めている書類が提出されていない事例が認められた。契約内容を確実に把握し、適切に管理されたい。

8 むすび

本年は例年と比較し、多くの支払事務のミスや管理運営の不備が発生している印象を受けた。これらは、もう少し注意すれば防ぐことができた事例が大半であるが、例え、些細なミスであっても、大きな問題に繋がるリスクを内包するものである。担当者個人にその原因を帰するのではなく、組織全体の問題と捉え、改善に努めていただきたい。

今後、財政状況の厳しさが増していく中、現在実施している全ての事業の継続は困難になることが想定される。市民から求められる事業を見極め、経費を効率的に充当するためには、目標設定及び成果の検証を行うことが重要である。将来にわたり、市民に選ばれるまちであり続けられるよう、一層励んでいただきたい。

9 工事監査

1 実施日及び対象工事等

実施日	対 象 工 事	所 管 課
令和6年2月13日	桧尻第1排水区桧尻1号雨水幹線改築工事	下水道施設管理課

2 監査の方法

令和5年度施行の工事のうち、設計金額が300万円以上かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会所属の技術士により調査を実施した。

3 監査の結果

工事の執行については、計画、設計、積算、契約及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書の概要については4に記載のとおりであるが、内容を十分理解し、技術の向上を図るとともに、今後の設計、契約及び施工に際し、品質の確保、透明性、経済性、安全性及び環境面に配慮するよう努められたい。

また、工事監査の結果については、今回、監査の対象ではなかった所属の技術系職員にも共有され、技術向上に活用されるよう望むものである。

意見

- (1) 関連団体や地域関係者等との協議に関する記録や地域住民等への説明会記録が公文書として保存されていない事例が認められた。対外的な説明資料として、また意思決定の経過確認のため必要なものである。適切に作成し、保存していただきたい。
- (2) 出来形管理、品質管理及び写真管理について、実施記録が確認できなかった。監督員の業務に支障が生じないよう検討いただきたい。
- (3) 災害防止協議会について実施記録が確認できなかった。監督員として、契約内容に則り適切に実施されているか確認できるよう検討いただきたい。

4 工事技術調査結果報告書の概要

【桧尻第1排水区桧尻1号雨水幹線改築工事】

(1) 工事概要

ア 工事場所	伊勢市常磐1丁目地内ほか
イ 工事内容	管渠内面被覆工（製管工法） L=63.4m
ウ 工事受注業者	業 者 名：株式会社西山組：三重県伊勢市宮後2丁目 現場代理人：資格/経験年 1級土木施工管理技士 監理技術者：資格/経験年 1級土木施工管理技士
エ 設計業務委託業者（業務年度）	株式会社 松阪コンサルタント（令和4年度）
オ 施工監理	自主監理
カ 工事費	設計金額 87,621,600円（消費税含む） 予定価格 87,621,600円（対設計金額:100%）（消費税含む） 最低制限価格 事後 78,859,000円（消費税含む） 請負金額 82,280,000円（消費税含む） 落札率 （対設計:93.9%） （対予定:93.9%）

キ	工事期間	令和5年9月8日 ~ 令和6年3月13日
ク	工事進捗状況	計画出来高 73.4% 実施出来高 73.4% (遅れなし、1月末現在)
ケ	公告又は指名通知	令和5年8月7日
コ	入札年月日	令和5年9月5日
サ	財源内訳	防災・安全交付金（雨水管渠更新事業 国 50%）
シ	低価格入札の有無	無
ス	契約年月日	令和5年9月8日
セ	履行保証体系	履行保証 東日本建設業保証株式会社

(2) 工事技術調査講評

ア 調査内容

工事技術調査（以後「調査」という。）は、全国都市監査委員会制定の「都市監査基準」（令和2年改正）の「実務ガイドライン」に準拠し実施した。具体的には、計画、設計、積算、入札・契約、施工・監理について、法令に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的であるかという観点で実施した。

調査対象工事は、雨水管渠内面被覆工（製管工法、L=63.4m）である。

書類調査では、事前に提示された書類を基に、疑問点及び確認事項を質問することにより、各段階における技術的事項について調査した。

イ 総括講評

書類調査及び現場施工状況調査では、是正、改善が必要な大きな問題はなく全般的に良好と言える。引き続き工事監督及び検査業務を適切に行い、現場周辺の環境に配慮しつつ、安全かつ確実な工事進捗に努められたい。

調査結果から、軽微な事項であるが留意すべき点を意見として整理する。

なお、それぞれの調査結果について気付いた点は、各項目の所見で記述しているので確認、対応されたい。

ウ 事業計画・設計業務仕様について

当該工事は伊勢市雨水幹線の改築整備の第1号工事である。引き続き実施される工事区間の測量設計業務においては、次の点を業務仕様に織り込まれたい。

- ・更生工法の比較検討では、直接工事費のみでなく、施工性、耐久性、維持管理の難易、施工実績等を含めた総合評価とする。
- ・液状化に対する検討結果から、液状化すると判定した土層に対しては施設の浮上対策等に対するコメントを記述する。

エ 協議記録、施工管理記録等の保管

関連する河川・道路協議、地元関係者への説明会などは終了しているとの回答であったが、その記録文書は確認できなかった。

また、出来形管理、品質管理及び写真管理の記録類についても、現場代理人が会社に持ち帰り保管しているとのことであり確認することができなかった。

監督員は、書面調査時に支障なく提示できるように、業者に提出を求め管理されたい。

オ 工事施工調整会議（三者会議）の開催

施工計画書作成前に、発注者・請負者・設計業者による工事施工調整会議（三者会議）の実施が望ましい。

設計業者を除く2者協議は実施されたが、設計業者の参加による施工計画書作成に向けた照査、基本的事項の確認、課題への対応方針決定など施工条件の確認などの討議が重要である。

(3) 技術士所見

ア 事業計画について

事業目的・整備内容にマッチした予算措置として、国土交通省所管の防災・安全交付金の選択は適切である。

雨水幹線の改築整備は、今後とも継続的に実施されるものであり、改築工法の選定、工事の進め方等について、確かな引継ぎと事業継続に努められたい。

事業実施に対する周辺住民、地権者との合意形成は大きな要件でもあり、工事に関する他機関との協議、地元住民等との協議あるいは説明会の記録は適切に管理されたい。

イ 設計について

構造設計、水理設計ともに問題はない。

液状化の検討において、レベル1地震動に対しては深度4.33mまでの砂質土について対策が必要であり、レベル2地震動に対しては深度12.3mまでの砂質土全層に対して施設の浮上防止対策等が必要であるが、報告書にはその記載がない。

設計業務成果として、液状化に対する対策のコメントを求められたい。

ウ 積算について

工事内容、設計数量に対し、歩掛・単価の適用は適切であり、設計書作成も多重体制の下で照査が実施されており適切である。

エ 入札・契約について

入札公告、入札者評価及び落札者決定の一連の入札手続きは適切である。

履行保証、技術者届け、建退協・保険加入など一連の必要書類が提出されており、契約手続きは適切である。

入札、契約について特に問題はない。

オ 施工管理について

施工計画書は、必要事項が漏れなく記載されており問題ない。

現在まで現場での事故等もなく、また、近隣住民、関係組織等からの苦情も受けていないことから、工事状況に問題がないと言える。

現場事務所が設置されていないため、出来形管理、品質管理及び写真管理の記録類については、現場代理人が会社に持ち帰り保管しているとのことであるが、監督員の巡回作業・確認に支障がないように指導されたい。

カ 現場施工状況について

現場の施工管理及び安全管理状況は良好である。

無事故で工期内完成を目指して工事を続けられたい。